

一時預かり、認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター等の無償化について

幼児教育・保育の無償化に伴い、一定の要件を満たす場合に、預かり保育の利用料が無償化の対象となりました。無償化となるには、市町村の認定を受けていただく必要があります。以下の要件に該当する場合は、子育て支援課までお問い合わせください。

1 無償化の対象となる方について

4月1日の年齢	所得要件	その他の要件
0歳児から2歳児まで	住民税非課税世帯	市町村による「保育の必要性」の認定が必要です。※
3歳児から5歳児まで	所得要件はありません	

2 無償化となる施設・サービスについて

- (1) 都道府県等に届出を行い、国の定める基準を満たしている施設が対象です。
(令和元年10月1日から5年間は猶予措置があります。)
- (2) 預かり保育の利用料が、無償化の対象となります。
送迎、食材料費、行事費などの費用は、保護者の負担となります。
※ファミリー・サポート・センターの送迎利用は、無償化の対象外です。
- (3) 上限は、月額3.7万円です。(複数のサービスを利用されている場合は合計額)

3 保育の必要性について

保育の必要性は、父母ともに以下の理由に該当している場合に認められます。

保育が必要な理由	保育が可能な期間
仕事をしている(月48時間以上)	就労している期間
妊娠・出産	妊娠中又は出産日から8週間を経過する日の月末まで
長期療養中・心身の障がい等	療養の必要がなくなるまで
親族の看護・介護をしている	看護・介護の必要がなくなるまで
求職活動中(起業準備を含む。)	有効期間の開始日から90日を経過する日の月末まで
就学している	卒業予定日又は修了予定日の月末まで
被災し、災害復旧に従事	災害復旧が終了するまで
その他、上記に類する状態	市長が必要と認める期間

4 認可保育所や幼稚園との併用について

認可保育所や幼稚園を利用されている場合は、一時預かり、認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター等の利用は無償化の対象外です。ただし、利用されている施設の開設日数等が次の条件を満たす場合は、併用が認められる場合がありますので、窓口にて相談してください。

- (1) 教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満
- (2) 年間開所日数が200日未満

申請窓口、お問い合わせ先
〒684-8501 境港市上道町3000番地
境港市役所 子育て支援課(児童係)
電話0859-47-1046